

第2期浜松市“やらまいか”総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 第2期浜松市“やらまいか”総合戦略(以下、「総合戦略」という。)を着実に推進し、効果検証について妥当性・客観性を担保するため、第2期浜松市“やらまいか”総合戦略推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、意見を述べる。

- (1) 総合戦略の評価の検証に関する事項
- (2) 総合戦略の改訂に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、地方創生に関し、市長が必要と認める事項(組織等)

第3条 会議は、座長及び委員15人程度をもって組織する。

- 2 座長は、市長が務める。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 委員は、住民代表を始めとして、産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、メディア及び士業(産官学金労言士)の各界の有識者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、委嘱の日が属する年度の4月1日から2年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第5条 委員の会議等への参加について、予算の範囲内において、謝礼を支払うことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、企画調整部企画課に置く。

(細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。